

豊岡市記者配布資料

年月日	部 課 名	電 話	責 任 者 (役 職 名)
2025 年 4 月 24 日 (木)	市長公室 秘書広報課	0796-21-9035 (内線 2061)	藤本 充 (次長)

(件名)

豊岡市制 20 周年記念冠事業の募集

(内容)

市制 20 周年を市民・市民団体・地域・企業などの皆さんと一体になって祝い、盛り上げるため「豊岡市制 20 周年記念事業」の冠称を使用して実施する事業を募集します。

1 募集期間

2025 年 5 月 1 日 (木)～2026 年 3 月 31 日 (火)

2 対象事業

- (1) ふるさとへの誇りや愛着を深める事業
- (2) 共創の輪をひろげ、にぎわいの創出を図る事業
- (3) 子どもたちの夢や希望を育む事業
- (4) 市内で実施する事業
- (5) 2025 年 5 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に実施する事業
など

3 その他

詳細は、別紙取扱要領を確認してください。

《問合せ》市長公室秘書広報課(担当：桑垣)
Tel 21-9035(内線 2070)



豊岡市制 20 周年記念冠事業取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、豊岡市制 20 周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、冠事業とは、豊岡市制 20 周年記念事業である旨をその事業の名称に冠して行う事業（市が自ら行うものを除く。）をいう。

(対象事業)

第 3 条 冠事業の対象となる事業は、市民や市民団体、地域、企業等が主催し、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) ふるさとへの誇りや愛着を深める事業
- (2) 共創の輪をひろげ、にぎわいの創出を図る事業
- (3) 子どもたちの夢や希望を育む事業
- (4) 市内で実施する事業
- (5) 令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に実施する事業
- (6) 次のいずれにも該当しないと認められる事業

ア 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められる事業。

イ 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用される、又はそのおそれがあると認められる事業。

ウ 冠事業を実施しようとする者が、豊岡市暴力団排除条例（平成 24 年 6 月 27 日条例第 32 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する関係機関等に該当する事業。

エ 営利を目的とするもの（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者がその指定に係る施設において行う自主事業を除く。）と認められる事業。ただし、市の振興に寄与すると認められる事業は、この限りでない。

オ その他市長が不適当であると認める事業。

(冠事業承認の申請)

第 4 条 冠事業の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊岡市制 20 周年記念冠事業承認申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(冠事業の承認)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、豊岡市制 20 周

年記念冠事業承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、冠事業の承認に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

（承認内容の変更申請）

第6条 冠事業の承認を受けた者（以下「冠事業実施者」という。）が、承認された内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、豊岡市制20周年記念事業変更（中止）申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する承認は、豊岡市制20周年記念事業変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第4号）をもって行う。

（承認の取消し）

第7条 市長は、冠事業の承認をした事業がこの要領に違反していると認められるときは、その承認を取り消すことができる。

- 2 前項に規定する承認の取消しは、豊岡市制20周年記念事業取消通知書（様式第5号）をもって行う。

（責任の制限）

第8条 第7条の規定により、冠事業の承認を取り消した場合、冠事業実施者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- 2 冠事業実施者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、市長は、損害賠償、損失補填その他の法律上の責任を一切負わない。

（庶務）

第9条 冠事業の取扱いに係る庶務については、秘書広報課が行う。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年5月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。